

公告式条例

昭和46年 9 月14日

条例第 1 号

改正 昭和61年 3 月17日条例第 1 号

昭和62年 2 月28日条例第 1 号

平成14年 2 月12日条例第 1 号

平成17年 2 月18日条例第 1 号

平成18年 3 月27日条例第 2 号

平成19年 4 月 1 日条例第 4 号

(目的)

第 1 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条第 4 項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、香取広域市町村圏事務組合同約(昭和46年 9 月 3 日千葉県指令第1984号)第 3 条に規定する構成市町の掲示場に掲示してこれを行う。

(規則の公布)

第 3 条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

第 4 条 規則を除く外、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印をおさなければならない。

2 第 2 条第 2 項の規定は前項の規程を公表するときにこれを準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第 5 条 第 2 条の規定は、議会の規則、その他組合の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。ただし、第 2 条中「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第 4 条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。ただし、同条第 1 項中「管理者名」とあるは「当該機関名」と「管理者印」とあるは「当該機関印」と読み替えるものとする。

第6条 規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年9月3日から適用する。

附 則（昭和61年3月17日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年2月28日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年2月12日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年2月18日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成17年1月1日から適用する。

附 則（平成18年3月27日条例第2号）

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年4月1日条例第4号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。